

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則

昭和60年1月29日

公安委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例(昭和59年山口県条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第9条第3号の公安委員会規則で定める施設)

第2条 条例第9条第3号の公安委員会規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(条例第9条第4号の公安委員会規則で定める各種学校)

第2条の2 条例第9条第4号の公安委員会規則で定める各種学校は、別表第1の2に掲げる各種学校とする。

(条例別表第1の2の公安委員会規則で定める区域)

第3条 条例別表第1の2第1号の公安委員会規則で定める区域は、別表第2に掲げる区域とする。

2 条例別表第1の2第2号の公安委員会規則で定める区域は、別表第3(第4号を除く。)に掲げる区域とする。

3 条例別表第1の2第3号の公安委員会規則で定める区域は、別表第4に掲げる区域とする。

4 条例別表第1の2第4号の公安委員会規則で定める区域は、別表第5に掲げる区域とする。

5 条例別表第1の2第5号の公安委員会規則で定める区域は、別表第6に掲げる区域とする。

(条例別表第3の1号営業の項の公安委員会規則で定める区域)

第4条 条例別表第3の1号営業の項の公安委員会規則で定める区域は、別表第7に掲げる区域とする。

(条例別表第4の1号営業の項の公安委員会規則で定める区域)

第5条 条例別表第4の1号営業の項の公安委員会規則で定める区域は、別表第7に掲げる区域とする。

(条例別表第5の公安委員会規則で定める区域)

第6条 条例別表第5第1号の公安委員会規則で定める区域は、別表第2に掲げる区域とする。

2 条例別表第5第2号の公安委員会規則で定める区域は、別表第3に掲げる区域とする。

- 3 条例別表第5第3号の公安委員会規則で定める区域は、別表第4に掲げる区域とする。
- 4 条例別表第5第4号の公安委員会規則で定める区域は、別表第5に掲げる区域とする。
- 5 条例別表第5第5号の公安委員会規則で定める区域は、別表第6に掲げる区域とする。

別表第1（第2条関係）

名 称	所 在 地
国立山口徳地青少年自然の家	山口市徳地船路668番地
山口県油谷青少年自然の家	長門市油谷伊上1068番地
山口県秋吉台青少年自然の家	美祢市美東町赤2128番地の17
山口県十種ヶ峰青少年自然の家	山口市阿東嘉年下1883番地の2
山口県由宇青少年自然の家	岩国市由宇町2273番地の2
下 関 市 立 青 年 の 家	下関市棕野町1丁目17番1号
山口市児童文化センター	山口市湯田温泉5丁目2番13号
二鹿野外活動センター	岩国市二鹿742番地
周東野外活動センター	岩国市周東町瀬越1332番地
周南市大田原自然の家	周南市大字中須北3194番地
山陽小野田市青年の家	山陽小野田市大字埴生3230番地の1

別表第1の2（第2条の2関係）

名 称	所 在 地
山 口 朝 鮮 初 中 級 学 校	下 関 市 神 田 町 2 丁 目 8 番 1 号

別表第 2 (第 3 条、第 6 条関係)

- 1 下関市細江町 1 丁目の区域のうち街区符号 3 番及び 4 番の区域
- 2 下関市豊前田町 1 丁目の区域のうち街区符号 1 番及び 2 番の区域(市道竹崎・園田線の北側端から幅 30 メートル以内の区域に限る。)
- 3 下関市豊前田町 2 丁目の区域のうち、街区符号 1 番及び 2 番の区域(市道竹崎・園田線の北側端から幅 30 メートル以内の区域に限る。)並びに街区符号 4 番から 8 番までの区域
- 4 下関市竹崎町 1 丁目の区域のうち街区符号 15 番から 17 番までの区域
- 5 下関市竹崎町 2 丁目の区域の全域
- 6 下関市竹崎町 3 丁目の区域のうち街区符号 1 番から 14 番までの区域

備考

- 1 街区符号とは、住居表示に関する法律(昭和 37 年法律第 119 号。以下「住居表示法」という。)第 2 条第 1 号の街区符号をいう。
- 2 この表に掲げる区域は、平成 15 年 6 月 1 日における区域によつて表示されたものとする。

別表第3（第3条、第6条関係）

- |    |                                 |
|----|---------------------------------|
| 1  | 宇部市新天町1丁目の区域のうち街区符号1番から7番までの区域  |
| 2  | 宇部市新天町2丁目の区域の全域                 |
| 3  | 宇部市松島町の区域のうち街区符号10番から19番までの区域   |
| 4  | 宇部市相生町の区域のうち街区符号9番の区域           |
| 5  | 宇部市中央町1丁目の区域の全域                 |
| 6  | 宇部市中央町2丁目の区域の全域                 |
| 7  | 宇部市中央町3丁目の区域のうち街区符号1番から15番までの区域 |
| 8  | 宇部市新町の区域のうち街区符号3番から8番までの区域      |
| 9  | 宇部市上町1丁目の区域の全域                  |
| 10 | 宇部市上町2丁目の区域の全域                  |
| 11 | 宇部市西本町1丁目の区域のうち街区符号1番から11番までの区域 |

備考

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 街区符号とは、住居表示法第2条第1号の街区符号をいう。               |
| 2 | この表に掲げる区域は、平成15年6月1日における区域によつて表示されたものとする。 |

別表第4（第3条、第6条関係）

<ol style="list-style-type: none"><li>1 山口市泉都町の区域のうち街区符号9番の区域（県道宮野大歳線の南側端から幅30メートル以内の区域に限る。）</li><li>2 山口市熊野町の区域のうち街区符号4番の区域</li><li>3 山口市湯田温泉1丁目の区域のうち街区符号1番、6番、7番及び9番から11番までの区域</li><li>4 山口市湯田温泉2丁目の区域のうち街区符号1番から3番まで、6番及び7番の区域</li><li>5 山口市湯田温泉3丁目の区域の全域</li><li>6 山口市湯田温泉4丁目の区域のうち街区符号1番から6番までの区域</li><li>7 山口市葵1丁目の区域のうち街区符号1番の区域（県道宮野大歳線の南側端から幅30メートル以内の区域に限る。）</li></ol>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 街区符号とは、住居表示法第2条第1号の街区符号をいう。</li><li>2 この表に掲げる区域は、平成15年6月1日における区域によつて表示されたものとする。</li></ol>

別表第5（第3条、第6条関係）

- |                               |
|-------------------------------|
| 1 防府市緑町1丁目の区域のうち街区符号1番の区域     |
| 2 防府市天神1丁目の区域の全域              |
| 3 防府市栄町1丁目の区域の全域              |
| 4 防府市戎町1丁目の区域の全域              |
| 5 防府市八王子1丁目の区域の全域             |
| 6 防府市車塚町の区域のうち街区符号1番から6番までの区域 |

備考

- |   |
|---|
| 1 街区符号とは、住居表示法第2条第1号の街区符号をいう。               |
| 2 この表に掲げる区域は、平成15年6月1日における区域によつて表示されたものとする。 |



別表第6（第3条、第6条関係）

<ol style="list-style-type: none"><li>1 岩国市麻里布町2丁目の区域のうち街区符号1番から9番までの区域</li><li>2 岩国市麻里布町3丁目の区域の全域</li><li>3 岩国市麻里布町6丁目の区域の全域</li><li>4 岩国市麻里布町7丁目の区域のうち街区符号1番、2番及び9番から11番までの区域</li></ol>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 街区符号とは、住居表示法第2条第1号の街区符号をいう。</li><li>2 この表に掲げる区域は、平成15年6月1日における区域によつて表示されたものとする。</li></ol>

別表第7(第4条、第5条関係)

- 1 下関市竹崎町2丁目の区域のうち、3番1、3番2、17番1から17番3まで、18番1から18番5まで、18番7から18番10まで、169番2、169番4、173番1、180番から184番まで、186番から189番まで、190番1から190番4まで、203番1、203番7、291番1から291番8まで、292番2、292番3、293番6から293番24まで、295番2、296番1、297番3、298番5、300番1、300番2、302番5から302番7まで、302番9、305番2、308番2、309番2、415番2及び415番9の区域
- 2 下関市竹崎町3丁目の区域のうち、2番1から2番5まで、3番3、14番2、61番、62番2から62番5まで、63番、64番1、64番2、65番、66番1から66番4まで、67番から70番まで、70番1、71番、71番1、72番から75番まで、76番1、76番2、77番、78番、78番2、79番、79番1、79番3、80番から84番まで、85番1、85番2、86番、87番、88番1、88番2、89番、89番1、90番1、90番2、91番1から91番3まで、92番1、92番2、94番1、94番2、95番3、95番4、96番1から96番3まで、97番、135番、150番1から150番7まで、151番2、152番から156番まで、156番1、156番2、157番1、157番2、158番から163番まで、163番1、164番、165番、166番1、166番2、167番1から167番4まで、168番1、168番2、169番1、169番3、169番5、170番1から170番3まで、171番、171番1から171番3まで、172番2、172番3、173番2、174番から179番まで、305番1、306番1、306番2、306番4、311番、311番1、312番、313番、422番、422番1から422番3まで、427番1、428番1から428番23まで、429番、429番1から429番21まで及び429番26から429番29までの区域
- 3 下関市竹崎町4丁目の区域のうち、50番から60番まで、426番及び426番1の区域

備 考

この表に掲げる区域は、昭和59年11月1日における地番の区域によつて表示されたものとする。